

「京都市省エネ家電への買換え促進事業補助金（仮称）」に係る申請受付等業務委託事業者の募集に対する質問の回答について

No.	質問	回答
1	提案書、見積書の正本、副本全てに社名を記載は不要という理解でよいでしょうか。	募集要項の5の(2)のエのとおり、企画書（提案書）のみ正本、副本とも社名の記載は不要です。 なお、見積書については、社名を必ず記載してください。
2	コンソーシアムでなく、1社で応募し、一部業務を再委託する場合、企画書に役割や企業名を記載する必要はありますか。	コンソーシアムではなく、1社で応募いただく場合は、再委託先や役割の記載は不要です。
	類似業務実績一覧表に、コンソーシアムではなく、一部業務を再委託する場合、企業毎に役割等を記載する必要はありますか。	
3	申請者は補助金相当分を値引きされた状態で買換えし、申請者及び補助金の受給者は電器店を想定していますか。	市民と登録電器店等との共同申請方式を予定しています。 そのため、補助金の申請や受領は共同申請者の1者である登録電器店等からの申請のみを想定しています。
4	登録電器店等での事務や補助金不交付の場合の当該業務で補償する必要はありますか。	登録電器店等の負担（事務や補助金不交付など）に係る補償は必要ありません。
	電器店等に発生する負担（申請手続き、差額立替え）は、当該業務で補填する必要があるのか。	
	本申請で審査で、内容不備などで補助金不交付となった場合、電器店等が負担することとなるがよいか。	
5	電器店等で買換え費用から予め差し引いて販売した場合に限るとありますが、差し引いた金額は登録電器店等に補助金とは別に差額分を振り込むという認識でよいでしょうか。	登録電器店等への振込は受託者において実施していただくこととなり、振込金額は、補助金相当額のみとなります。 そのため、登録電器店等で値引かれた分全てを補填する必要はありません。
	補助金の振込については、審査の上、受託者が振り込むという認識でよいでしょうか。	
6	市民の確認はどのような方法で実施される想定でしょうか。	登録電器店等から申請される内容（自ら居住される市内住所への設置かどうか）で確認をすることを想定しています。

No.	質問	回答
7	対象機器を買換えされる場合、申請回数の制限はありますか。	対象機器の買換えについて、申請回数の制限はありません。 例えば、最初にエアコンを買換え、その後に冷蔵庫を買換える場合、各買換えの際に申請をいただくこととなります。
8	申請された機器が対象機器でない場合、違う機器で再申請いただくことは可能でしょうか。	申請された機器が対象機器でない場合は、改めて、一から申請をいただくこととなります。
9	補助金の対象は、いつの購入日から対象となるのでしょうか。	申請受付開始日からの購入が対象となることを想定しています。 受託者は、11月下旬の開始を目途に事務局設置等を京都市と調整していただきます。
10	市内の家電量販店も対象となるのでしょうか。	登録電器店等の条件は、市内の実店舗で、店舗で対象機器を販売している店舗となります。 そのため、市内に実店舗がある家電量販店も対象となります。 ただし、登録は各店舗で行っていただくことを想定しています。
11	問合せ窓口業務では、問合せ件数の想定等がありますか。	問合せ件数等の想定はありません。 応募者において類似業務実績等から想定してください。
12	電話等は、075以外に050や0120などでも対応は問題はないでしょうか。	電話番号は原則「075」から始まる番号で開設してください。 ただし、問合せ者の利便性を考慮して、フリーダイヤルで対応いただくことは可能ですので、京都市と協議の上、決定してください。
13	5回線以上の確保は、契約期間中は最低5回線を確保するという認識でよいでしょうか。	電話回線数は、本業務の実施期間中、最低5回線以上の確保をお願いします。 ただし、年度途中で予算額に達した場合、京都市との協議の上、回線数を減らすことは可能です。

No.	質問	回答
14	申請や申請者への連絡はどのような方法を想定されていますか。その場合の誰が負担することとなりますか。	申請は、原則web又はFAXを想定しており、申請者への連絡方法は、申請方法によりメール又はFAXで行っていただくことを想定しています。なお、連絡方法については、メールに代わり、申請のため作成いただくシステム（web申請）上で対応いただくことも可能です。 ただし、仕様書の2(3)のアンケートのうち、事後アンケートは、郵送（はがき等）による勧奨を想定しており、連絡に係る経費は受託者負担となります。
	申請等は、郵送でやり取りすることは想定されているのでしょうか。	
	交付決定通知やその他輸送の費用は受託者負担という認識でよいでしょうか。	
	交付決定通知等の発送は想定していますか。その費用負担は、発注者か受託者のどちらになるのでしょうか。	
	予備申請はweb及びFAXのみで申請という認識でよいでしょうか。また、電話（口頭）のみで申請は受け付けないという認識でよいでしょうか。	
	申請受付は、郵送での対応もあるのでしょうか。	
	申請書類の受付は、原則電子申請を想定しているのでしょうか。	
15	予算に達し次第、申請受付を終了するが、申請後一定期間対応することとあるが、どの程度対応が必要となるのでしょうか。	予算額に達した後の問合せの対応期間は、問合せ状況等を鑑み、京都市と協議の上、決定することとなります。 なお、問合せ対応終了（事務局閉鎖）後は、京都市のHPで通知することを想定していますので、受託者による対応は不要となります。
	事務局が終了以降も音声ガイダンスなどは必要となるのでしょうか。	
16	1つの電話番号を受信、送信用で合計5回線以上を用意するという認識でよいでしょうか。	受託者で用意いただく、電話回線は、市民用及び電器店等用の2番号を用意し、合計で5回線以上を確保していただきます。
	市民用、電器店等用として回線を分けることとあるが、それぞれ5回線以上確保するという認識でよいでしょうか。	
17	相談対応専用のアドレスは、指定のドメインはありますか。	指定のドメインはありません。 受託者において、本事業がわかりやすいようなドメインを設定してください。

No.	質問	回答
18	必要なHPは、市民向けのページ及び電器店等向けのページの2種類で問題はないでしょうか。	ホームページは、1つのホームページの中で、市民向けや電器店等向けに切替ができるよう作成してください。 市民向けについては、制度の周知、補助の受け方、補助金の執行状況や登録電器店等の情報などの掲載を想定しています。 電器店等向けについては、市民向けの内容のほか、申請手続きのマニュアル、web申請のフォーム等の情報などの掲載を想定しています。
	最低限HPに求める要件等がありますか。	
19	HPを設置するサーバーは受託者側にて用意する必要がありますか。	HPに運用に関する経費(サーバー含む)については、受託者において用意をしてください。
20	電器店等への周知(電器店等の登録など)は、当該業務で実施する必要がありますか。	電器店等への制度説明や登録の勧奨については、受託者において対応していただきます。なお、その方法については京都市と協議の上、決定することとします。
21	申請マニュアル等の作成について、参考となる資料等の提供はありますか。	本業務に係るマニュアル等は作成していません。 他都市の事例や京都市が実施している「京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金」を参考にしてください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000340505.html
22	1件あたりの処理時間の想定等がありますか。	1件あたりの処理に要する時間の想定はありません。 なお、受託者決定後に事務処理内容について協議を行うこととしています。
23	事務局業務は他業務との兼務は可能でしょうか。	仕様書の2(1)イ(ア)に定める基本事項を満たすことができるのであれば、他業務との兼務は可能とします。
24	予備申請及び本申請で申請者からもらう情報や帳票はどのようなものを想定していますか。	申請者や買換え家電の型番に係る情報ほか、仕様書2-(1)-イ-(イ)-aの共同して申請する事実がわかる書類や買換えの事実が確認できる書類(例えばサイクル券の写し)の提出を想定しています。
25	予備申請の承認は、京都市の承認を求める必要はありますか。	予備申請、本申請とも京都市の承認を得る必要はありません。 事業着手までに京都市と協議の上、本事業の要件の確認等を行い、受託者の責任において事務処理を行っていただくこととなります。

No.	質問	回答
26	予測している入電件数はありますか。 また、1件当たりの取り合わせに係る平均時間の見込みはありますか。	予測入電件数等の想定はありません。 応募者において類似業務実績等から想定してください。
27	審査事務の検討のため、参考となる申請書のひな型は提供いただけますか。	審査事務は、本業務の受託者が決定後、必要な申請書などを調整していくこととなるため、ひな形等の提供はできません。 他都市の事例や京都市が実施している「京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金」を参考にしてください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000340505.html
28	申請に際し、買換えされた省エネ機器の型番などを本制度の要件に合致するかweb等で確認する必要はありますか。	本申請の審査に際し、買換えされた家電が本制度の要件に合致する機器か、web等で確認をしてください。
29	申請の審査完了をHPで公表するのはどのようなことを想定していますか。 補助金の執行状況をリアルタイムに近い形で電器店等が把握できるようにする必要はありますか。	個別申請についての審査状況を公表するものではなく、補助金の執行状況(●%執行済みやグラフなどわかりやすい表示)の公表を想定しています。 なお、補助金の執行状況は、原則、前日時点の状況を表示してください。ただし、受託者において、リアルタイムでの表示が可能な場合は、リアルタイムでの表示を妨げるものではありません。
30	電子情報処理組織の構築に要件等がありますか。	電子情報処理組織は、仕様書にあります「電子計算機による事務処理等(入力等)の委託契約に係る共通仕様書」を確認してください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000346493.html
31	アンケートの実施方法は、どのような方法を想定されていますか。	アンケートは、購入時及び事後の2回を想定しています。 購入時アンケート…登録電器店等で案内をいただき、web又はFAXで回答 事後アンケート…郵便で勧奨し、webで回答
32	業務工程表の提出は契約締結後でよいでしょうか。	契約締結後に、業務工程表などの書類を提出いただくこととなります。
33	契約期間や申請期間及び対象機器の条件等を企画書で提案することはできるでしょうか。	企画書で提案できる内容は、募集要項、仕様書及び質問の回答に定める内容を守ったうえで、提案者において取り組んでいただける内容を提案してください。